

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正により、一定要件を満たす建替えマンションに係る容積率の特例適用を許可する事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。
- (2) 住宅性能表示制度の見直しにより、住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定の事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。
- (3) 建築基準法の一部改正により、特定の建築物における構造計算の適合性判定事務について本市を経由する手続が廃止されたことに伴い、これに係る手数料を廃止すること。
- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の名称変更が生じたこと。



秦野市手数料条例の一部を改正する条例

(秦野市手数料条例の一部改正)

第1条 秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表第1第10項」を「別表第1第11項」に改める。

第5条第2項中「別表第1第10項第1号及び第2号」を「別表第1第11項第1号及び第2号」に改める。

別表第1第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係手数料」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係手数料」に改め、同表第7項第1号ア中「第3号」を「イ及び第3号」に改め、同号イ中「ア以外の場合」を「ア及びイ以外の場合」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算による評価を除く。）建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額とアに掲げる額とを合計した額

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき9,000円

(イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき45,000円

(ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき71,000円

(エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき139,000円

(オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき242,000円

(カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき351,000円

(キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき670,000円

(ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき

900,000 円

(ケ) 住戸の総数が 301 戸以上のとき。 1 件につき 1,190,000 円

別表第 1 第 7 項第 2 号中「前号ア又はイ」を「前号ア、イ又はウ」に改め、同項第 3 号中「第 1 号ア又はイ」を「第 1 号ア、イ又はウ」に、「同号イに該当し」を「同号ウに該当し」に、「同号イ中」を「同号ウ中」に改め、同項第 4 号中「第 1 号ア又はイ」を「第 1 号ア、イ又はウ」に改め、同表中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）関係手数料

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項の規定による容積率の特例に係る許可申請手数料 1 件につき 160,000 円

（秦野市手数料条例の一部改正）

第 2 条 秦野市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「別表第 1 第 11 項」を「別表第 1 第 10 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「別表第 1 第 11 項第 1 号及び第 2 号」を「別表第 1 第 10 項第 1 号及び第 2 号」に改める。

第 6 条の見出しを「（手数料の不還付）」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 1 第 7 項第 1 号ウ中「次号イ、第 8 項並びに第 9 項第 1 号イ、第 2 号イ」を「第 8 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号ア中「（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条第 2 号又は第 3 号の審査を行わないもの）」を削り、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同項第 3 号中「次号イ、第 8 項並びに第 9 項第 1 号イ、第 2 号イ」を「第 8 項第 1 号イ」に改め、同項第 4 号中「第 2 号ア、イ又はウ」を「第 2 号ア又はイ」に改め、同表第 8 項を削り、同表第 9 項第 2 号ア中「（建築基準法第 20 条第 2 号又は第 3 号の審査を行わないもの）」を削り、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同項第 4 号中「第 2 号ア、イ又はウ」を「第 2 号ア又はイ」に改め、同表中同項を第 8 項とし、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項を第 10 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中別表第 1 第 7 項の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日

(2) 第1条中別表第1第1項の改正規定 平成27年5月29日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 平成27年6月1日

(秦野市行政手続に関する条例の一部改正)

2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第10項第2号イ」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項第2号イ」に改める。

第24条及び第30条中「秦野市手数料条例別表第1第10項第2号イ」を「秦野市手数料条例別表第1第11項第2号イ」に改める。

(秦野市行政手続に関する条例の一部改正)

3 秦野市行政手続に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項第2号イ」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第10項第2号イ」に改める。

第24条及び第30条中「秦野市手数料条例別表第1第11項第2号イ」を「秦野市手数料条例別表第1第10項第2号イ」に改める。